

主な改定箇所 新旧対照表 ※変更箇所抜粋

改定箇所	改定後	現行
ほくぎんカードローン ＜口座引落型＞契約書 (当座貸越契約書) 第11条(借入停止、減額、中止、解約等)	1. 第6条に定める返済が遅延している間は、当座貸越金の払い出しおよび第2条に定める自動融資の取扱いはできません。 2. 第9条および第10条の各号の事由があるとき、ならびに返済用口座が休眠預金等活用法に基づく休眠預金に認定されたときは、銀行はいつでも極度を減額し、この当座貸越を中止し、または本取引を解約することができるものとします。 3. この当座貸越の極度が減額された場合には、借り主は直ちに減額後の極度額を超える当座貸越元利金を支払うものとします。 4. 本取引が終了し、もしくは当座貸越が中止または解約された場合には、直ちに当座貸越元利金の全額を支払います。 <u>5. 借主から銀行に届け出のあった住所にあてて、カード等を発送したにもかかわらず到着しなかった場合、銀行は、カード等が銀行に返却された時点で、直ちに当座貸越借入金払い出し停止の措置を講じることができるものとします。</u>	1. 第6条に定める返済が遅延している間は、当座貸越金の払い出しおよび第2条に定める自動融資の取扱いはできません。 2. 第9条および第10条の各号の事由があるとき、ならびに返済用口座が休眠預金等活用法に基づく休眠預金に認定されたときは、銀行はいつでも極度を減額し、この当座貸越を中止し、または本取引を解約することができるものとします。 3. この当座貸越の極度が減額された場合には、借り主は直ちに減額後の極度額を超える当座貸越元利金を支払うものとします。 4. 本取引が終了し、もしくは当座貸越が中止または解約された場合には、直ちに当座貸越元利金の全額を支払います。 <u>(追加)</u>
ローンカード規定書 第1条(カードの発行)	1. 当行が取り扱う各種カードローン商品において使用するローンカード(以下「カード」といいます)は、カードローン商品毎に定めた契約内容(以下「契約書」といいます)に従い、カードローン契約者本人に対して当行が発行するものとします。 <u>2. 当行から届け出住所あてに送付したカード等が返戻され、一定期間を経過してもカード等の受領が行われない場合、当行にてカード等を破棄させていただきます。なお、カードを再発行する場合、当行所定の再発行手数料をいただきます。手数料は返済用口座から預金規定にかかわらず通帳および払出請求書なしで自動的に引き落とします。</u>	1. 当行が取り扱う各種カードローン商品において使用するローンカード(以下「カード」といいます)は、カードローン商品毎に定めた契約内容(以下「契約書」といいます)に従い、カードローン契約者本人に対して当行が発行するものとします。 <u>(追加)</u>

以上